

## 古河労働基準監督署長が関係団体と合同で 安全パトロールを実施しました！

令和7年12月9日(火)



労働者が主体的に取り組んだ「5S カイゼン」の  
内容を確認する署長



吊り具の保管方法や点検項目等について  
確認する署長(写真中央)

古河労働基準監督署(署長 高橋 晴夫)は、令和7年12月9日(火)、年末年始労働災害防止強化運動<sup>1</sup>(令和7年12月1日～令和8年1月31日)を実効あるものとするため、厚板精密板金を行う「株式会社富田製作所 本社・古河工場」において、丘里地区工業協議会と合同で安全パトロールを実施しました。

令和7年に当署管内で発生した休業4日以上の死傷災害については、11月末時点の速報値で179件と前年同期比で38件と大きく減少しており、また、現在、死亡災害は発生しておりませんが、手指切断等の後遺症が残る災害は依然として後を絶たない状況です。

株式会社富田製作所古河工場では、労使一体となって取り組んでいる「5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)カイゼン」について、実際に取り組んだ内容を構内に掲示していたほか、吊り具を種類や用途、能力に応じて保管場所を分ける等、創意工夫のある安全衛生活動が行われていました。

皆さまの事業所におかれましても、労働災害の防止に向けた自主的な安全衛生活動をお願いいたします。

パトロールにご協力いただいた株式会社富田製作所古河工場及び丘里地区工業協議会の皆様、誠にありがとうございました。

【担当部署】古河労働基準監督署 監督・安衛課 TEL:0280-32-3232

<sup>1</sup> 年末年始は繁忙期と大掃除等の非定常作業が重なって労働災害の発生が懸念される時期であることから、古河労働基準監督署では、令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間にかけて、下記労働災害の防止を重点とした「年末年始労働災害防止強化運動」を実施しています。

①清掃作業時における労働災害 ②機械の点検・整備・再稼働時における労働災害 ③冬季転倒災害 ④交通労働災害